

令和4年度 「特別支援教育担当者会議」及び  
「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」合同会議

# 高等教育段階での障害のある学生支援について

令和4年

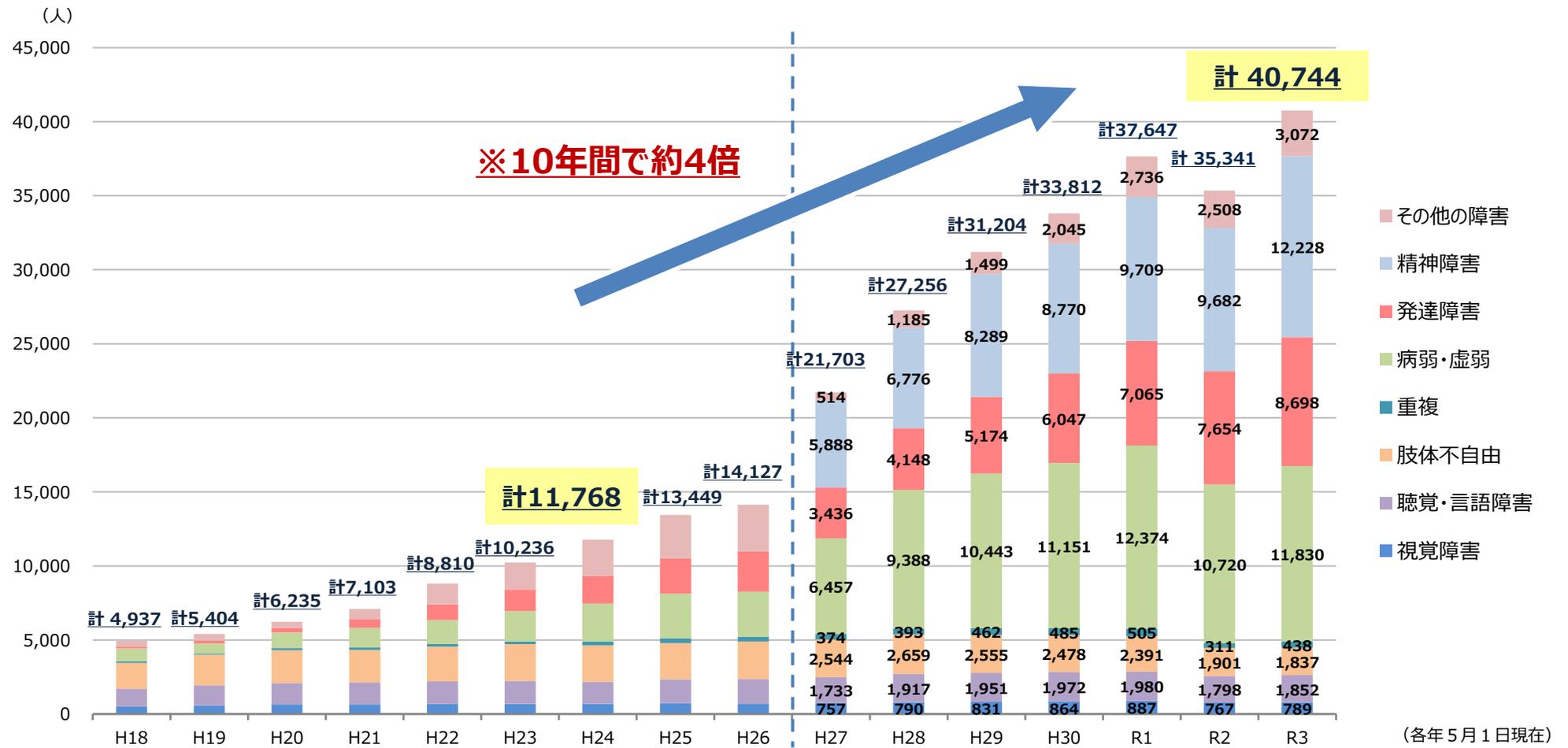
文部科学省 高等教育局 学生支援課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

# 障害のある学生の在籍者数



出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

# 障害者施策の流れ

- ◆ 平成18年 12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- ◆ 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- ◆ 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- ◆ 平成24年 12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ  
→ 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- ◆ 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- ◆ 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託（2月19日効力発生）
- ◆ 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- ◆ 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- ◆ 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ  
→ 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- ◆ 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- ◆ 令和 3年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布  
⇒ 公布の日から起算して3年以内に施行

※ 赤字：法の施行・改正 青字：文部科学省の対応

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ◆ 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- ◆ **障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定**し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- ◆ 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- ◆ 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- ◆ 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) (※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項) → 義務	—	対応指針(※3)の対象

改正

- ※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**
- ※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
- ※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』  
→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことを求めている。

※障害者差別解消法（改正法施行前）においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている



◆意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



◆段差がある場合に、スロープなどで補助する

注：内閣府作成資料に基づき文科省作成

## ○ 平成30年 3月 閣議決定

### Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

#### （3）高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



**基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される**

### ○ 障害者基本計画 関連成果目標

#### 9. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	85.4%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	73.4%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	73.0%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.3%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	51.4%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	63.1%	100%
<b>ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合</b>	<b>25.8%</b>	<b>100%</b>
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	22.8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	93.4%	おおむね100%

出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



**令和5年度から5年間を対象とした、次期基本計画についても策定予定**

# 障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- ◆平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- ◆こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)

## 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

## 検討の対象範囲

- ◆第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- ◆加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

## 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

### （1）基本的な考え方

- ◆「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- ◆「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

## 具体的な内容

### （2）大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。  
①事前改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表）、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

### （3）合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない）、④決定内容のモニタリング

### （4）紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

## 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

### （1）教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

### （2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

### （3）大学等から就労への移行（就職）

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

### （4）大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

### （5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

### （6）研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

### （7）情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

## 社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

## 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

# 障害者の生涯学習の推進方策について（令和元年7月8日元文科教第237号通知）

- ◆ 障害者の生涯学習の推進に関して、平成30年2月に有識者会議を設置し、議論を行い、平成31年3月には報告書「障害者の生涯学習の推進方策について」をとりまとめたところ。
- ◆ この報告書における提言を踏まえ、文部科学省における当面の強化策をとりまとめている。

## 大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

### （大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供）

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年3月）において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

### （知的障害者等の学びの場づくり）

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。

## 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022（概要）

### 1. 障害者の多様な学習活動の充実

#### （1）多様な学びの機会提供の促進

- ◆ 多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
- ◆ 福祉と連携した放課後の学習に係る優良事例の収集・研究

#### （2）障害の特性を踏まえた学びの場づくり

- ◆ 視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ◆ 生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究

#### （3）学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

- ◆ 特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知

#### （4）学校卒業後の組織的な継続教育の検討

- ◆ 障害福祉サービスと連携した学びに関する実態把握・分析、発信
- ◆ 大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的研究

### 2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ◆ 生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ◆ 一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

### 3. 障害に関する理解促進

- ◆ 学校における「交流及び共同学習ガイド」（H31.3改訂）の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ◆ 「超福祉の学校」（障害者参加型フォーラム）の実施

### 4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ◆ 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ◆ 社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ◆ 社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ◆ 社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置付け

### 5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ◆ 個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置付けや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ◆ 都道府県、市町村における障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ◆ 当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
  - ※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し
- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合

「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

# 文部科学省 障害者活躍推進プラン 概要（令和2年7月）

## 趣旨

◆ 共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出した。さらに、令和2年7月に高等教育段階における新たな政策プランを加え、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

## 障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プラン

### 1. 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組  
＜実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等＞
- ② 法定雇用率の達成に向けた採用の取組  
＜フレ雇用、ステップアップ制度の導入等＞
- ③ 職場定着し活躍できる職場環境作りの取組  
＜職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮＞

### 3. 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備  
＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞
- ② コンファレンスの実施  
＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究  
＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

### 5. 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備  
＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備  
＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上  
＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

### 2. 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
- ② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

### 4. 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

### 6. 障害のある人が教師等として活躍することを推進する ～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

### 7. 障害のある人の大学等の学びを支援する【新規】～高等教育の学びの推進プラン～

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ① 大学間連携等による障害学生支援体制の強化
- ② 障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開
- ③ 学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進
- ④ 大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

背景

- ◆平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が法的に義務化ないし努力義務化。
- ◆「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）において、高等教育における障害のある学生に対する支援を推進することが求められている。
- ◆「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるため、学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促すことが求められている。

現状・課題

障害のある学生数の増加

- ◆障害のある学生の在籍者数の増加  
H22：0.9万人 ⇒ R1：3.8万人（約4.3倍）
- ◆障害のある学生の在籍校数の増加  
H22：785校 ⇒ R1：937校（約1.2倍）

担当部署・担当職員の配置状況

- ◆障害学生支援の担当部署を設置している大学等 95.9%（うち専門部署を設置 22.2%）
- ◆障害学生支援の担当者を配置している大学等 95.2%（うち専任の担当者を配置 19.5%）

障害学生支援の取組状況

- ◆障害のある学生が在籍している大学等のうち、授業に関する支援を実施している大学等 85.3%
- ◆障害学生支援に関する規程等を整備している大学等 59.5%
- ◆紛争の防止、解決等に関して対応する機関がある大学等 46.8%
- ◆ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等 50.8%
- ◆障害のある学生が在籍している大学等のうち、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等 20.1%

大学間連携等の状況

- ◆大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等 45.6%

高等教育の学びの推進プラン

各大学単独ではなく組織的なアプローチによる支援

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化【2021年度～】

これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。

先進的な取組や知見を持つ、複数の大学等がプラットフォームを形成し、各大学や学生等がそこへ相談できる体制の強化を図る。これらの取組を通じ、将来に向けJASSO等を含め大学等が相談できる常設の組織を検討。

②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開【2021年度～】

支援人材確保のため、地方公共団体等の学外リソースを活用している好事例や、情報公開や就職支援等の取組が進んでいないものについて、好事例を収集し各大学等へ展開。特に、障害のある学生は、まわりにロールモデルをみつけづらい状況にあるため、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

学生同士の主体的な学びの支援

③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進【2020年度～】

学生が学生をサポートする「ピアサポート」の取組を促進。サポートされる学生はどのようなサポートが必要かを積極的に他者に伝えサポートする学生は障害や障害のある学生についての理解を深めていく。新たな経験や他者とのコミュニケーションを通じ、学生同士の主体的な学びを促進するため、令和2年度より、学内ワークスタディ経費において障害学生支援の取組を重点的に支援。

大学等の執行部・教職員に対する周知啓発

④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発【2021年度～】

平成28年4月施行の障害者差別解消法の見直しの検討を踏まえ、大学等に対する情報提供や周知啓発を強化。特に、学生の受入れや予算配分等に権限や責任のある私立大学等の執行部に対する情報提供や周知啓発を強化。

〇〇 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保  
多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨

共生社会の実現

## 背景・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約4.1万人※であり、平成24年から令和3年の10年間で約4倍に増加。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の24.8%※、専任の担当者を配置している大学等は21.7%※であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や支援人材の養成等が必要。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は81.7%※、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は51.4%※であり、障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要。

※出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（（独）日本学生支援機構）

◆これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。

◆「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は46.4%※にとどまっている状況。

➡ 先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。

### ◆「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。

### ◆「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

## 事業内容

事業実施期間：令和2年度(単年度)、令和3年度～令和5年度(3カ年度)

### ①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案を行う。

### ②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

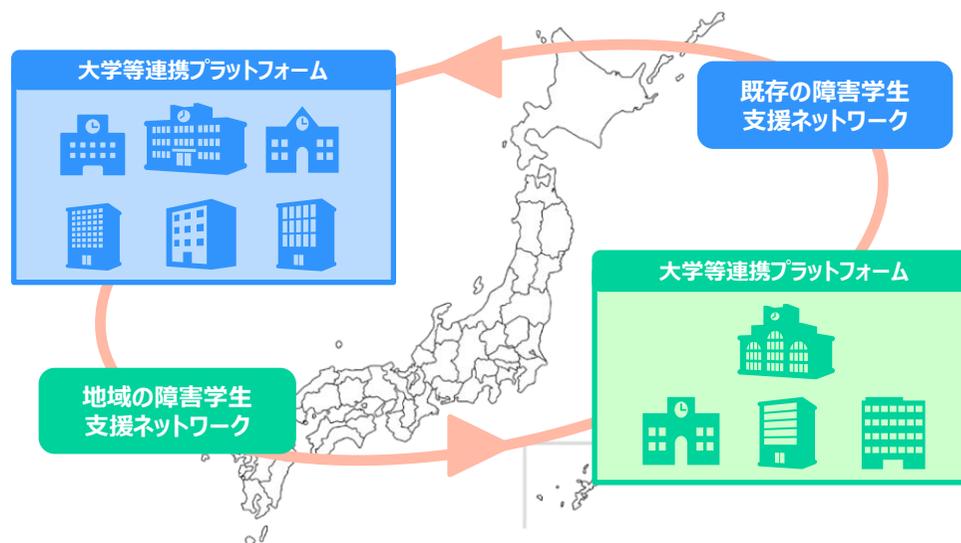
大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

### ③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。さらに、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

### ④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。



### 活動目標

- ◆ 採択校数 2校【継続】  
(18百万円\*2校=36百万円)

※ 事業参加校数 (実績)  
R2:72校、R3:83校

### 期待される効果

- ◆ 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生への支援
- ◆ 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ◆ ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進 等

### 目指すべき姿

- ◆ 大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、高等教育機関全体として障害学生支援の充実
  - ◆ 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保
- ➡ 共生社会の実現

◆ 障害のある学生が「学び」「働き」活躍できる社会を目指し、東京大学が実施する「**障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業(PHED:フェッド)**」を通じて、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォーム形成を促進。

### PHED FY 2021

2021年度、東大 PHED事業では全国の大学や企業・団体のネットワークを活かし、

- ① 障害学生支援や就労移行に関する相談窓口
- ② 大学対象の専門的研修プログラム
- ③ 地域包括連携ミーティング(タウンミーティング) を実施した。

### PARTNERS

代表校：東京大学  
連携校：筑波大学, 富山大学  
連携団体：AHEAD JAPAN, ACE,  
PEPNet-Japan, DO-IT Japan

### CONTACT

TEL: 03-5452-5443  
WEB: <http://phed.jp>  
E-MAIL: [phed@at.rcast.u-tokyo.ac.jp](mailto:phed@at.rcast.u-tokyo.ac.jp)



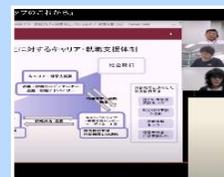
#### I. 専門的相談事業

個別相談は、オンライン（Zoom利用）、電話、メールの形式で行われた。本年度中の相談者数は機器貸出相談も含め40名ほどであった。相談内容により一件の相談に、数十回以上のやりとりが必要とされる場合が多数あった。

相談記録データによると、38.6%の相談者が大学支援者または大学関係者、18.2%が学生、同じく18.2%が保護者であった。

企業や団体からも相談が数件あった。相談内容は法律・配慮についてが45.2%、支援方法が38.1%、機器相談が11.9%、その他が31%であった。

機器貸出数は9件あった。



#### II. 専門的研修事業

専門的研修（CBI）では平成17年から本事業の中核ともなる8領域のSIG（専門部会 Special Interest Group, SIG）メンバーが構築してきた専門的研修の録画11本をまとめ、PHED事業ウェブサイトに掲載し、登録者がオンデマンド視聴できるように設置した。

また、各録画には字幕と日本語をつけることによって、誰でも視聴しやすいように配慮した。

PHEDネットワークには、本年度は参加校が65校、参加企業が64企業となった。

CBIを参加校に積極的に活用してもらえるように、オンデマンド視聴の登録は参加校の特典とした。

また、今後のCBIとして製作すべき内容をリスト化した。



#### III. 地域包括連携事業（タウンミーティング）

本年度はPHED主催タウンミーティングを3回実施した。開催は福井（2021/9/3）、岐阜（2021/10/25）、神戸（2021/12/7）で行った。また共催として1回実施した。オンラインと現地でのハイブリッド開催により、開催地のキャパシティに関係なく多くの参加者が参加できた。

参加者数は福井34名、岐阜36名、神戸60名で、総数130名であった。

現地参加は53.8%、とオンライン参加は46.1%で、参加者方法にほとんどの差はなかった。

タウンミーティングでは参加者リストを構築することができ、また本年度の就労移行創出プログラムについても共有することができた。



#### IV. その他の活動

◆ 連携校・機関・企業、また参加校・機関が実施する事業等の後援・協力を計7回行い、連携を強化してきた。

◆ アジアおよび環太平洋諸国を中心とする国際的なネットワーク形成を目的として、第3回 国際シンポジウムIDIS 2022 (International Disability Inclusion Symposium on Higher Education & Career) を2022年1月22日～23日にオンライン開催。19カ国、185名の参加登録があり、30名の登壇者が参加した。

◆ AT (Assistive Technology 支援技術) ライブラリーもオンラインでタウンミーティングと同時に実施。

◆ SIG SUMMITを2022年2月11日にオンライン開催。本年度は5名の方が新たにSIGメンバーに加わった。

- ◆ 大学等における障害学生支援は各大学等によって温度差が生じている。日本全体の障害学生支援のスタンダードを引き上げ、発展させるため、各大学等における改善のみならず、ネットワーク形成（連携・協働基盤の構築）が必要である。
- ◆ 本事業では「**高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP:ヒープ)**」を通じて、大学等以外の機関とも多くの連携・協働体制を構築し、高等教育機関における障害学生支援のネットワークを強化、スタンダードの構築を目指した。同事業に採択された東京大学PHED、連携校の大阪大学・筑波技術大学・広島大学とともに役割分担を明確にして、以下の3つのフェーズを意識した取り組みを進めた。

高大接続・移行支援  
(高専への進学時含む)

- ◆ 高校等や高校生等からの相談対応
- ◆ 高校教員、高等部教員（教育委員会関係者含む）と大学等の支援関係者との繋ぐ機会の創出
- ◆ 高校生、高等部生向け（保護者や高校教員を含む）のウェブコンテンツの公開、入学前プログラムの実施

入学後の合理的配慮の提供をはじめとした修学支援

- ◆ 大学等や障害学生等からの相談対応
- ◆ 各種研修への講師派遣
- ◆ 複数の地域や都道府県における障害学生支援担当者ネットワーク事業のバックアップ
- ◆ 多職種連携のミーティングの実施
- ◆ コロナ禍に関するウェブサイトを開発
- ◆ 人材育成プログラムの実施

大学等から社会へ進出する際の就労支援をはじめとした社会移行支援

- ◆ 複数回（複数県）の地域包括ミーティングの実施
- ◆ 就労移行支援事業との協力による障害学生を対象とした取り組みの実施
- ◆ 複数企業の人事担当者との連携企画をバックアップ

【主要な取組みの事業成果】

- ▶ **プレキャンパスプログラム**：障害のある大学進学予定者向けのイベントとして、高校/高等部生・保護者・高校/高等部教員、教育委員会関係者が参加。1DAYで支援に関するセミナーとワークショップを実施した。
- ▶ **多職種ミーティング**：教職員・医療機関関係者・支援機関関係者が参加。障害学生に対する包括的な支援のあり方について議論した。
- ▶ **Book Match**：大学進学を考える障害のある中高生等向けのコンテンツ。障害のある大学生の学生生活に焦点を当てたウェブサイトを開発した。
- ▶ **若手コーディネーターミーティング**：障害学生支援に従事する教職員が参加。支援体制やコーディネート業務について情報交換・意見交換・課題抽出を行なった。
- ▶ **タウンミーティング**：地域包括型ミーティングとして、教職員・医療機関関係者・支援機関関係者・行政関係者が参加。障害学生の地域生活・社会移行に関して直接的な情報交換・意見交換を行なった。

【情報発信】

- ◆ ウェブサイト (<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>) を刷新し、情報のプラットフォームとしての機能を高めた。



共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化芸術等の取組を拡充

## 1. 特別支援学校等

### ○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

5,055百万円(3,467百万円)

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築



### ○特別支援学校等における障害者スポーツの充実

#### ●特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業

315百万円の内数

#### ●特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ大会の開催支援

特別支援学校の在校生等を対象とした、特別支援学校における運動・スポーツ活動の促進、複数の特別支援学校が参加するスポーツ大会の開催等を行う。

### ○障害者の文化芸術活動の充実

#### ●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術

##### の発表の場の提供

108百万円の内数

#### ●特別支援学校等における質の高い文化芸術の鑑賞

##### ・体験等の機会の提供

5,610百万円の内数

全国の小・中学校、特別支援学校等に文化芸術団体による実演

芸術の公演や、芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・

体験等の機会を提供

また、障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露と車いすダンス体験の機会を併せて提供する等の取組を実施



### ○地域と学校の連携・協働体制構築事業

10,272百万円の内数

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実



## 2. 大学等

### ○障害のある学生の修学・就職支援促進事業

36百万円(36百万円)

複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより障害のある学生への修学・就職支援を促進

### ○国立大学における障害のある学生に対する支援

255百万円(255百万円)

※国立大学法人運営費交付金の内数

障害のある学生の受け入れに際しての体制整備に必要な経費を支援

※上記に加え、各基盤的経費により、国立・私立大学や国立高等専門学校における取組を支援

### ○放送大学における障害者の学習支援体制の推進

7,614百万円の内数

放送大学において、従来からの学習支援に加え、障害者の学習環境モデル事例創出を推進

## 3. 学校卒業後

### ○学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 142百万円(134百万円)

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備

#### ○地方公共団体における実施体制・連携体制の構築

社会的包摂や共生社会の推進等の活動に取り組み民間団体等と幅広く連携

#### ○障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保

専門性を身に付けたコーディネーターを社会教育関係職員等を対象とした研修で養成

#### ○多様な実施主体による障害者の学びの推進

公民館等の社会教育施設等や大学、NPO等による学習機会の提供



### ○地域における障害者スポーツの充実

#### ●地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

315百万円の内数

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備に取り組む。



### ○障害者の文化芸術活動の充実

#### ●障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の提供などに 対する総合的な支援

511百万円(391百万円)

#### ●障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり

745百万円の内数

#### ●地域文化振興拠点の強化

3,518百万円の内数

#### ●障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大や障害者の芸術活動を 支援する人材育成事業に対する支援

12,230百万円の内数

### ○図書館における障害者利用の促進

13百万円(14百万円)

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するために、司書・職員等の支援人材や障害当事者でピアサポートができる人材の育成を行う。また、地域において公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館が連携したネットワークを構築することにより、各館の物的・人的資源の共有やフォーラムの開催等を行う。

ポイント版掲載事業

「障害者活躍推進プラン」関連事業

# 令和5年度障害者施策関係予算等（高等教育における障害学生支援の推進）

## ◆ 障害のある学生の修学・就職支援促進事業 <令和5年度要求額：36百万円>

先進的な取組や知見等がある大学等が連携するプラットフォームを形成し、大学等からの相談に対応するとともに、地域における障害学生支援のネットワーク形成への支援、好事例・ロールモデルの収集・展開等を通じて、障害ある学生の修学・就職支援を推進。

## ◆ 国立大学における障害のある学生に対する支援 <令和5年度要求額：255百万円 ※国立大学法人運営費交付金の内数>

「障害者基本計画（第4次）」に定める障害学生支援の成果目標を達成するため、障害学生の受け入れにかかる体制整備に必要な経費を国立大学運営費交付金により措置。

## ◆ 私立大学等における障害のある学生に対する支援 <令和5年度要求額：302,064百万円の内数>

各私立大学等の障害者の受入人数や具体的配慮の取組に応じて私立大学等経常費補助金に加算。

## ◆ 国立大学等施設整備 <令和5年度要求額：100,000百万円の内数>

国立大学等施設のバリアフリー化を含む施設整備費の補助。

## ◆ 私立大学等バリアフリー推進事業 <令和5年度要求額：32,910百万円の内数>

私立大学等施設のバリアフリー化を含む施設整備費等の補助。

## ◆ 独立行政法人日本学生支援機構における学生生活支援事業

多様な学生に対する支援の充実を図るための大学等の学生指導担当教職員等に対する研修会や障害のある学生に対する修学支援その他学生支援業務の充実に必要な調査を実施。

# 独立行政法人日本学生支援機構の取組

## 1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ◆すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ◆調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

## 2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ◆障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ◆令和2年度・3年度はYouTubeにてオンデマンド配信

## 3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ◆発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ◆令和2年度・3年度はYouTubeにてオンデマンド配信

## 4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ◆講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ◆令和3年度 基礎プログラム-203名参加 応用プログラム-58名参加

## 5. ハンドブックや事例集などの作成

- (1) 合理的配慮ハンドブック
  - ・ 障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）
- (2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド
  - ・ 障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組みばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）
- (3) 障害のある学生への支援・配慮事例
  - ・ 大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）
- (4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集
  - ・ 障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。
  - ・ 毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。
  - ・ 令和元年度に発生した事例は令和2年度に計41件公表。
  - ・ 「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成（令和3年3月公表）



# 障害者スポーツ施策について

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

# 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書概要（高橋プラン）

## 検討の背景

東京2020パラリンピック競技大会は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、高橋文部科学大臣政務官を座長とする「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和4年6月設置。

（検討体制）

座長：高橋文部科学大臣政務官 事務局長：スポーツ庁審議官

構成員：スポーツ庁政策課長、政策課企画調整室長、健康スポーツ課長、健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長、競技スポーツ課長、初等中等教育局特別支援教育課長

## 基本的な考え方・方向性

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

## 具体的な方策

### （1）障害者スポーツの普及

- 都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。  
（障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、別途スポーツ審議会等において検討）
- 障害の有無、重度障害等障害の程度に関わらず、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、ともにスポーツを楽しむ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進。

### （2）パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化

- パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置に係る支援の充実を図るとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大。
- クラス分けセンターの整備に向けた取組を加速。
- 地方公共団体のアスリート発掘の取組、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境を構築。

### （3）障害者スポーツ団体

- オリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備。
- 障害者スポーツを通じた社会課題の解決に取り組む民間企業と障害者スポーツ団体の連携・協働関係の構築を促進。
- 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を推進。

### （4）地域における障害者スポーツの推進体制

- 都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備を計画的に推進。

### （5）その他

- 特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行、生徒のスポーツ参画促進のための大会整備等。

# 障害者スポーツ推進プロジェクト

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

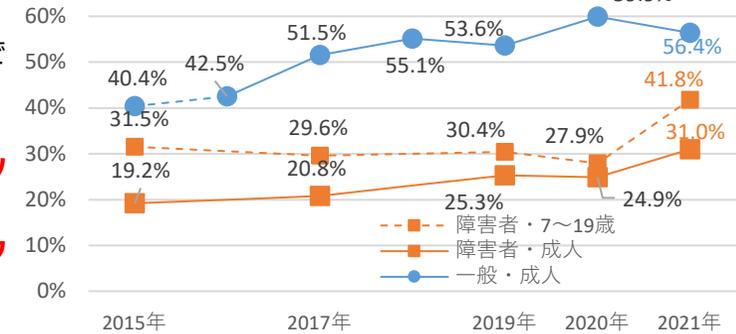
314,512千円  
164,821千円)



## 背景・課題

- 1 東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、**障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備**することが必要。
- 2 また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、**障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消**と、スポーツ施策の**実施体制上の課題の解消**を図ることが必要。
- 3 さらに、特別支援学校等の運動部活動の地域移行を円滑に進めていくため、**総合型地域スポーツクラブ等における障害のある子供の運動部活動実施体制を支援**することが必要。

## スポーツ実施率の推移（週1日以上）



障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある者の割合 **5.7%**（2021年）

（出典）令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」  
及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

## 主な事業内容（前年度からの変更点）

### スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業【委託先：法人格を有する団体】

- 重度障害・重複障害等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究【**拡充**】（→2への対応）

重度障害者等のスポーツ実施状況については、これまで十分に把握されていなかったため、現場における様々な取組事例を把握しながら、家族、介助者の状況も含めた重度障害者等のスポーツ等実施環境の整備に向けた必要な条件等について調査研究を行う。

### 障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備【**新規**】（→1への対応）

①公園、沿道、商業施設の広場等を活用し、②障害のある方もない方も一緒に楽しめる、③参加者本人が高価な道具等の準備不要な、スポーツイベントの開催を通じて、障害者スポーツ団体と地域まちづくり組織、企業、ボランティア等との有機的な連携体制の構築と障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた持続的な推進体制を整備する。また、こうしたイベントにおける障害のある方への安全対策や合理的配慮の提供等、運営上の留意点を取りまとめる。

- デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備【**新規**】（→2への対応）

実施する場の制約やともにスポーツをする仲間が近所にいない等の障害者スポーツに係る様々な課題の発見、デジタル技術の活用・開発による解決、効果測定等の取組を、障害者スポーツ団体と企業、大学等が連携して行うことを通じて、障害者スポーツを実施しやすい環境を抜本的に整備し、障害者スポーツの価値の発信・社会還元するための連携体制の構築と、障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図る。

- 地域内の障害者スポーツの提供体制の整備に向けた、総合型地域スポーツクラブ等における障害者スポーツメニューの新設等に係る支援【**拡充**】（→3への対応）

### 特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：特別支援学校設置者又は法人格を有する団体】

- 複数の特別支援学校等が参加するスポーツ大会の開催及び運営組織の設置等【**拡充**】（→3への対応）

### 社会福祉施設等における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- 放課後デイサービス、障害者施設等の利用者を対象とした、社会福祉施設等における運動・スポーツ活動の促進【**新規**】（→2、3への対応）

## 背景・課題

活力ある共生社会の創造のためには、障害のある人たちが、障害の種類や程度、ライフステージに応じて、身近な地域で日常的にスポーツと楽しめる環境を整備することが必要。

## 目的・目標

公益財団法人日本パラスポーツ協会は、障害者スポーツの統括団体として、障害者スポーツの振興について中心的な役割を担っている。  
 国は、障害者スポーツの振興、ひいては共生社会の実現のため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、同協会が行う事業に係る経費の一部を補助している。

## 事業内容

### 1 障害者スポーツ振興事業

障害者スポーツに係る普及・啓発、情報収集・提供、調査研究、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行う。

#### ①連絡協議会開催事業

- ・障害者スポーツ協会、競技団体、指導者協議会、障害者スポーツセンター協議会合同会議等の開催
- ・技術委員会等の専門委員会の開催

#### ③普及・啓発事業

- ・普及・啓発用掲示物等の作成
- ・セミナー、講演会、座談会等の開催
- ・功労者への表彰式の開催
- ・パラリンピックレガシー教材の開発（新規）

#### ⑥地域における障害者スポーツの振興事業

- ・地域における連携事業等の実施（拡充）  
 ※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会・障害者スポーツ施設・障害者スポーツ団体に対する委託により実施
- ・地域の障害者スポーツセンター構想会議の実施（新規）
- ・障害者スポーツ用具拠点設置事業
- ・事業相談会、事業報告会等の開催

#### ②情報収集・提供事業

- ・理解啓発パンフレット、報告書等の作成
- ・国民体育大会における情報提供（新規）
- ・全国障害者スポーツ大会に係る情報収集等（開催地関係者との事前調整、担当者の派遣等）

#### ④調査研究事業

- ・各種実態調査の実施（拡充）

#### ⑦障害者スポーツ人材養成研修事業

- ・指導者養成講習会等の実施（拡充）
- ・指導者派遣事業の実施（拡充）  
 ※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会に対する委託により実施

#### ⑤活動推進費

- ・渉外担当専門職の配置

### 2 総合国際競技大会派遣事業

### 3 競技力向上推進事業

成果、事業を実施して、期待される効果

地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図り、障害のある・なしに関わらず、誰もがスポーツを楽しめる社会を実現する。



スポーツ庁

## 運動部活動の地域移行と地域スポーツ環境の整備について

---

スポーツ庁地域スポーツ課

## 少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる**中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数  
厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2017年5月)により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」の「1. 出生中位(死亡中位)推計」を基に算出。

## 運動部当たりの参加人数(中学生)

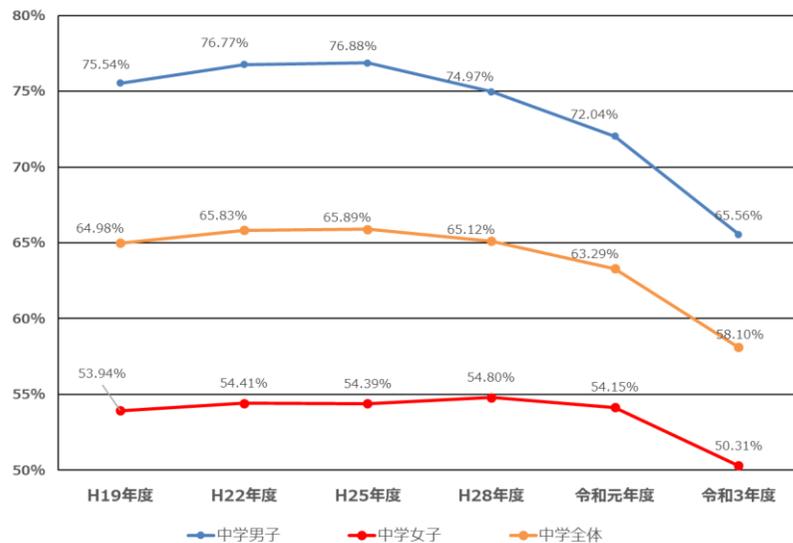
- 1運動部当たりの**参加人数は近年減少傾向**にあり、令和3年度については、16.4人である。



(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

## 運動部活動 参加率(中学校)

- 運動部活動への**参加率は減少傾向**にある。



(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

## 教師の部活動に係る勤務状況(中学校)

- 中学校教諭が**土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍**で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
<b>全体</b>	<b>11:00</b>	<b>11:32</b>	<b>+0:32</b>	<b>1:33</b>	<b>3:22</b>	<b>+1:49</b>
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導(集団)	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導(個別)	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
<b>h 部活動・クラブ活動</b>	<b>0:34</b>	<b>0:41</b>	<b>+0:07</b>	<b>1:06</b>	<b>2:09</b>	<b>+1:03</b>
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ(校外)	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期(H18.10.23~11.19)の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。(主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)  
(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(確定値)」を基にスポーツ庁において作成

# 運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

## ✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

## ✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

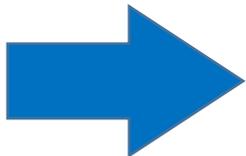
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

## ✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

## ✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる**。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

## 改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

## 具体的な方策

### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**  
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

### II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

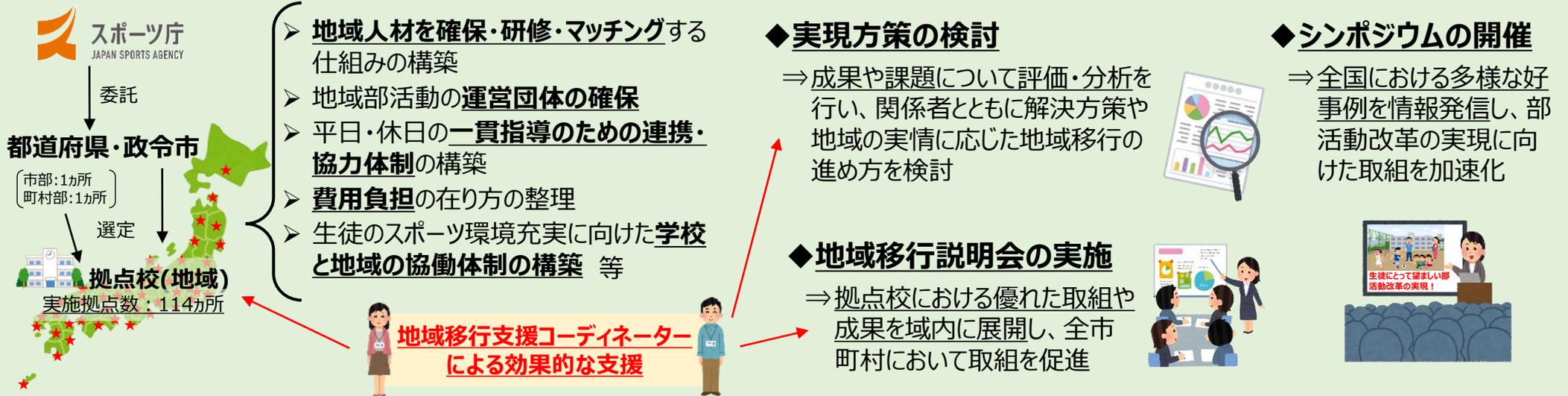
## I. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備）

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、研究成果を普及**することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

### 拠点校（地域）における実践

### 成果の検証・普及

### 情報発信



## II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での**合同部活動によるスポーツ活動機会の充実**に向けた実践研究を実施する。
- スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、**短時間で効果的な活動の推進**に向けた実践研究を実施する。

## III. 生徒にとって望ましい大会の推進

- 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
  - 地方大会の実態を踏まえ、**参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等**について明らかにする。
  - 令和5年度以降を見据え、**学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方**を検討し、先導的なモデルを創出する。

# 令和3年度地域運動部活動推進事業

## (休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究) の状況について

- ✓ 現在、47都道府県、12政令指定都市に委託し、受け皿整備等について、市部及び町村部での実践研究を実施。(102市区町村)
- ✓ 地域部活動の受け皿としては、総合型クラブや競技別クラブなど地域のスポーツクラブや、関係団体のとりまとめや総合調整を担う教育委員会等がある。

< 実践研究における部活動の受け皿の状況 (事業計画) について >

	計	政令市	市区	町村
①地域スポーツクラブ (総合型クラブ、競技別クラブ等)	41 (40%)	3 (25%)	22 (37%)	16 (53%)
②教育委員会等	24 (24%)	3 (25%)	14 (23%)	7 (23%)
③体育 (スポーツ) 協会	7 (7%)	0	5 (8%)	2 (7%)
④民間スポーツ事業者	7 (7%)	4 (33%)	4 (7%)	0
⑤競技団体 (陸上協会、サッカー協会等)	6 (6%)	1 (8%)	3 (5%)	2 (7%)
⑥その他 (保護者会、地域学校協働本部等)	17 (17%)	2 (8%)	12 (20%)	3 (10%)
合計	102 (100%)	12 (100%)	60 (100%)	30 (100%)

※「市区」には、県立学校での取組を含む

# 令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

## < 実践研究における主な取組概要について① >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
① 地域 スポ ーッ クラ ブ	茨城県	つくば市	陸上競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 野球 剣道 バスケットボール サッカー	・市民団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」 ・総合型スポーツクラブ「つくばFC」	・地域指導者（スポーツクラブ） ・社会人 ・大学生 ・教師（兼職兼業）	・つくばスポーツアカデミー（陸上） ・つくばユナイテッドSun GAIA（バレー） ・つくてニ（ソフトテニス） ・つくば明光卓球クラブ（卓球） ・筑波大学大学院野球コーチング論研究室（野球） ・grow（バスケ） ・谷田部少年剣友会（剣道） ・BCつくば（バスケ）	・校長・PTAを中心に市民クラブを設立し、中学生のスポーツ活動の機会を確保。 ・多種目にわたる地元のクラブチームと連携して、所属の選手が月一回程度、顧問に代わって中学生を指導。
	岐阜県	羽島市	野球 剣道 陸上 ソフトテニス	はしまなごみスポーツクラブ	・地域指導者（総合型クラブ） ・大学生 ・教師（兼業兼職）	・羽島市スポーツ協会 ・岐阜聖徳学園大学	・原則、すべての運動部活動の休日活動をクラブ化。 ・生徒のクラブへの加入は希望制。 ・平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施。
② 教育 委員 会	山口県	周南市	軟式野球 ソフトテニス バレーボール 卓球	周南市教育委員会	・社会人（自営業・民間企業等） ・教師（兼職兼業） ・部活動指導員	・周南市体育協会 ・周南市首長部局関係課 ・秋月中学校区地域教育ネット ・秋月中学校PTA組織	・教育委員会が中心となり、関係団体と連携して拠点校の全運動部で休日の部活動の地域移行を実施。 ・地域指導者には、運営主体が主催し、研修会を実施。
③ 体育 協会	富山県	南砺市	バドミントン ソフトテニス なぎなた ソフトボール	南砺市体育協会	社会人	関係競技団体	・地域の体育・スポーツ団体等による小学校段階から中学校段階までの一貫した指導体制の構築を目指す。 ・休日における部活動や域内大会への参加（引率）を地域の指導者が担い、顧問教員が関わらないあり方について実証し、課題を整理。

# 令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

## < 実践研究における主な取組概要について② >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
④ 民間 スポ ー ツ 事 業 者	東京都	日野市	陸上競技 バスケットボール	スポーツデータバンク(株)	・地域指導者(コニカミノルタ) ・民間指導者(bjアカデミー)	・コニカミノルタ(株) ・(一社)bjアカデミー ・日野市体育協会	・ <b>地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導。</b> ・部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施。
⑤ 競 技 団 体	新潟県	長岡市	バスケットボール サッカー 軟式野球 柔道 ソフトテニス バドミントン	・長岡市バスケットボール協会 ・長岡市サッカー協会 ・長岡市野球協議会 ・長岡市柔道連合会	・地域指導者(競技団体) ・地域指導者(企業チーム) ・教師(兼職兼業) ・部活動指導員	・長岡市学校教育課 ・長岡市スポーツ振興課 ・(公財)長岡市スポーツ協会 ・ヨネックス株式会社	・ <b>市教委、市スポーツ所管課、市スポーツ協会の連携・調整を図る職員を配置。</b> ・関係団体横断型で、市における地域部活動を実践。 ・ <b>地元企業(ヨネックス)と連携した指導者派遣を実施。</b> ・長岡市スポーツ活動ガイドライン「NAGAOKA SPORTS Compass」に基づく活動の実施。
⑥ そ の 他 (地 域 学 校 協 働 本 部)	滋賀県	彦根市	バスケットボール 剣道 ソフトテニス 卓球	中学校区支援地域協議会	地域指導者(スポ少指導者) 退職教員 部活動指導員	彦根市体育協会	・ <b>「地域学校協働本部」において、地域のスポーツ団体等の協力を得ながら、「土曜日・放課後活動」の一環として実施</b> することで、今後地域部活動をどの学校でも実践するための方向性を示す。

# 運動部活動の地域移行に係る先行事例



スポーツ庁

## 東京都日野市

- 地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導
- 部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施

運営主体：日野市教育委員会  
活動場所：日野第二中学校（生徒数501人）、三沢中学校（生徒数741人）  
活動頻度：週に1回（主に土曜日）  
指導者：社会人（実業団選手・元選手）、スポーツ団体指導者  
謝金：指導者2,252円/1時間（交通費380円/1日）  
参加者：75名  
参加費：0円  
協力：コニカミノルタ（株）、日野自動車株式会社、（一社）bjアカデミー、スポーツデータバンク（株）等

## 岐阜県羽島市立 竹鼻中学校

- 令和3年4月から、休日の運動部活動を総合型地域スポーツクラブの活動に移行
- 休日における活動は、希望する生徒のみが参加
- 平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（はしまなごみスポーツクラブ）  
活動場所：竹鼻中学校（生徒数563人）、地域のグラウンド等  
活動頻度：休日  
競技種目：野球、サッカー、男女テニス、男女バスケットボール、男女バレーボール、陸上、卓球、剣道、柔道  
指導者：クラブの指導者、外部指導者（保護者など）  
謝金：1,000円/1回 参加者：300名程度  
参加費：500円程度/月（別途要保険料）

## 富山県朝日町立 朝日中学校

- 令和3年4月から、学校部活動の一部を地域クラブの活動に移行
- 地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている部活動指導員・スポーツエキスパート・競技協会会員であり、学校部活動との連携に取り組む

運営主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ  
活動場所：朝日中学校（生徒数211人）、隣接する町体育施設（体育館、武道館、屋内・屋外グラウンド、テニス場など）  
活動頻度：週1～3回（平日1～2回、休日1回）  
競技種目：バスケットボール、柔道、剣道、卓球、陸上、バレーボール、ソフトテニス  
指導者：地域指導者（部活動指導員、スポーツエキスパート、競技協会会員）  
謝金：6,000円/月 参加者：約130名 参加費：0円

## 大分県大分市立 野津原中学校

- 令和3年4月から、休日のみならず平日を含めた全ての運動部活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行
- 中体連主催の大会については、引き続き学校部活動として参加
- 休日の練習試合等はクラブの活動として参加

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ）  
活動場所：野津原中学校（生徒数63人）  
活動頻度：平日4日、休日1日  
競技種目：硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール  
指導者：クラブの指導者  
謝金：1,600円/1時間  
参加者：25名  
参加費：0円

## 趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、**運動部活動の地域への移行を着実に実施**するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、**子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築**することを目的として、**運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討**する。

## 概要

### メンバー

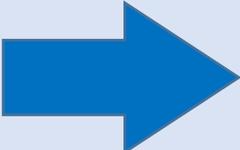
- ✓ 有識者
- ✓ 地方自治体  
(教育委員会、スポーツ振興部局)
- ✓ 学校関係者  
(全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、  
日本PTA全国協議会)
- ✓ スポーツ関係者  
(日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、  
日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、  
笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者)

### 主な検討事項

- 1) 地域における受け皿の整備方策
  - 2) 指導者の質及び量の確保方策
  - 3) 運動施設の確保方策
  - 4) 大会の在り方
  - 5) 費用負担の在り方 等
- ※検討対象は主に中学校の部活動とする。



過去の検討会議の情報や提言は、  
こちらからご参照ください。  
(スポーツ庁ホームページ)



上記メンバーの下で、1～2か月に1回のペースで会議を開催し、検討事項について議論を行い、**令和4年6月6日に、検討会議座長よりスポーツ庁長官へ提言を手交。**

## 運動部活動の地域移行に関する検討会議委員（20名）

有識者 (3名)	○ 内田 匡輔	東海大学体育学部体育学科 教授
	未富 芳	日本大学文理学部教育学科 教授
	◎ 友添 秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
地方自治体 (4名)	清水 秀一	茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長
	石川 智雄	長岡市教育委員会学校教育課 総括副主幹
	若山 典	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
	西 政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
学校関係者 (3名)	市川 嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
	齊藤 正富	全日本中学校長会総務部 部長
	佐藤 博之	公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長
スポーツ関係者 (10名)	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
	石井 朗生	公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局次長兼経営企画部長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
	遠藤 啓一	日本スポーツ少年団 副本部長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会 技術委員会委員、技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
	松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会 強化育成グループ 育成担当 シニアマネージャー
	吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ長
	渡邊 優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長

◎：座長 ○：座長代理

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

## 運動部活動の意義と課題

### 意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

### 課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

### これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

## 目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

## 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**  
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**  
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



## 課題への対応

- |                  |   |                |   |
|------------------|---|----------------|---|
| <b>新たなスポーツ環境</b> | ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体<br>・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保                | <b>大会</b>      | ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請<br>・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援  |
| <b>スポーツ団体等</b>   | ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供<br>・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討                 | <b>会費や保険</b>   | ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討<br>・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請   |
| <b>スポーツ指導者</b>   | ・指導者資格の取得や研修の実施の促進<br>・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク<br>・指導者の確保のための支援方策の検討 | <b>学習指導要領等</b> | ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討<br>・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価<br>・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す |
| <b>スポーツ施設</b>    | ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策<br>・スポーツ団体等に管理を委託                           |                |   |

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



スポーツ庁

## ○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

### 【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。</li> <li>中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。</li> </ul>
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。</li> <li>教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。</li> <li>部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。</li> <li>希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。</li> </ul>
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。</li> <li>スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。</li> <li>施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。</li> </ul>

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第6章)	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。	○ 令和5年度以降は、 <b>国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。</b> 地方公共団体においても支援の在り方を見直し。
	・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。	○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の <b>成果発表の場としてふさわしい大会を整備。</b>
	・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、 <b>全国大会の開催回数の精選</b> を要請。スポーツボランティアの活用。
		○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、 <b>大会運営体制について適切に見直す</b> ことを要請。
会費の在り方 (第7章)	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。	○ <b>学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等</b> の支援。
	・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	○ 例えば、 <b>地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助</b> や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、 <b>国による支援方策</b> も検討。
保険の在り方 (第8章)	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○ 国は、JSPPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。
		○ <b>スポーツ安全保険</b> について、 <b>災害共済給付と同程度の補償</b> となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第9章)	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○ <b>学習指導要領</b> ：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。 <b>次期改訂時</b> （注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、 <b>地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深める</b> ことを規定することなどの見直しを検討。
		○ <b>高校入試</b> ：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、 <b>部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力</b> について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など <b>入試全体を通じて多面的に評価</b> 。
		○ <b>教師の採用</b> ：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において <b>過度に評価していることがあれば、適切に見直し</b> 。

### ※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。  
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

## 【抜 粋】

### 第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等

#### 1. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

##### (1) 参加者（本文 p 8）

（前略）

- こうした現状を踏まえ、地域におけるスポーツ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対してスポーツに親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、**障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要**がある。

##### (3) 活動内容（本文 p 9～10）

- 地域におけるスポーツ環境において、生徒のスポーツの機会を確保する際、中学校等の生徒には、体力や技量が高い競技志向の生徒もいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、**障害のある生徒もあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。**
- そのため、現行の運動部活動のように競技志向で特定の運動種目に継続的かつ長期間にわたり専念する活動だけではなく、青少年期を通じて幅広いスポーツ活動に親しむため、休日や長期休暇中などに開催されるスポーツの体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の運動種目を経験できる活動、**障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動**など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげていく必要がある。

（中略）

- また、若者に人気のあるスケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、**障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるユニバーサルスポーツ**、中学校等の運動部活動としての設置が少ないスポーツ等に親しめる機会も充実され、生徒にとって、これまで学校の運動部活動では経験できなかったスポーツも経験できるようになることも期待される。

## 第4章 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保方策

### 1. 指導者の質の保障・量の確保方策

#### (1) 指導者の質の保障 (本文 p 21)

- 障害者への指導については、初級障害者スポーツ指導員をはじめとする障害者スポーツ指導員資格がある。障害のある生徒に対して適切に指導できる指導者を確保するため、**障害者スポーツ指導資格の取得促進**が必要である。

## 第5章 地域におけるスポーツ施設の確保方策

### ② 求められる対応 (本文 p 25)

- 公共のスポーツ施設や、地域のスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけではなく、中学校の体育館やグラウンド、武道場等の体育施設をはじめ、小学校や高等学校、**特別支援学校**、廃校となった施設**などの利用を促進する必要**がある。

## 第10章 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の在り方

### 1. 誰もが参加しやすい運動部活動 (本文 p 50～51)

#### ② 求められる対応

- 以下のような取組を、各教育委員会や学校において実施していく必要がある。
  - ・ 運動が苦手な生徒や**障害のある生徒が参加しやすいよう**、スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること  
(中略)
  - ・ 地域にある学校種を超え、**特別支援学校などとの合同練習**等を実施するなど連携を深めること

# 提言を踏まえたスポーツ関係団体への要請等について

## 1. 経緯

- 検討会議提言においては、運動部活動の地域移行の推進のため、国から日本スポーツ協会（JSPO）、各競技団体、日本中学校体育連盟等に対しては大会の在り方の見直し等について、また、スポーツ安全協会に対してはスポーツ安全保険の充実について、要請すべき内容が盛り込まれた。
- 併せて、スポーツ庁や各地方公共団体等が、幅広い関係者の協力も得て、地域におけるスポーツ環境整備を着実に実施するとともに、検討会議に参画した関係団体及びその他の関係団体等において、提言の内容を着実に実施することが求められた。
- これを受け、令和4年7月26日、スポーツ庁長官からJSPO、日本中学校体育連盟、スポーツ安全協会に対し、要請文を手交したもの。

## 2. 主な要請内容

### 日本スポーツ協会（JSPO）

下記の取組を進めるよう要請。また、JSPOに加盟している競技団体や都道府県体育・スポーツ協会等（以下「加盟団体」という。）に対し、本要請を周知し、加盟団体の主催大会において、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方、参加資格、引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう促すとともに、JSPOにおいて必要な協力や支援を行うよう要請。

#### 1 地域におけるスポーツ活動の実施主体の確保

- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など多様な実施主体を想定しながら対応。
- ・総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の全国での運用開始、質的向上。地方公共団体等との連携による課題解決に向けた取組促進。
- ・将来的に、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した地域スポーツクラブ（仮称）を形成し、運動部活動を融合していくことも考えられる。

#### 2 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保

- ・競技団体等の主催大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。より多くの指導者が資格取得を目指すような制度設計。
- ・指導技術の担保や生徒への適切な指導力等の質の評価。暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意。
- ・公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用。

#### 3 大会の在り方の見直し等（加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援）

##### （1）地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

- ・加盟団体が主催する大会への参加資格について、学校単位に限定している場合は、地域のスポーツ団体等の参加も認める。

##### （2）今後の大会の在り方

- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
- ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
- ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく（リーグ戦、能力別リーグ等）。大会全体の在り方も関係者で検討。

##### （3）大会参加生徒の安全確保

- ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な数値を示す。
- ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。

##### （4）大会引率・運営に係る教師の負担軽減

- ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
- ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
- ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
- ・JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークは、スポーツボランティア活動の推進に取り組むよう連携。

## 日本中学校体育連盟

下記の取組を進めるよう要請。また、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう要請。都道府県等の中学校体育連盟の主催大会においても同様の見直しが行われるよう促すとともに、そのための必要な協力や支援を行うよう要請。

### 大会の在り方の見直し等

#### (1) 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

- ・令和5年度から地域のスポーツ団体等の全国中学校体育大会への参加を認めることとしており、その着実な実施を図る。
- ・都道府県等の中学校体育連盟が主催する大会において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

#### (2) 今後の大会の在り方

- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
- ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
- ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく（リーグ戦、能力別リーグ等）。大会全体の在り方も関係者で検討。

#### (3) 大会参加生徒の安全確保

- ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な数値を示す。
- ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。

#### (4) 大会引率・運営に係る教師の負担軽減

- ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
- ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
- ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
- ・JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークによるスポーツボランティア活動の推進に関する取組等と連携。

## スポーツ安全協会

### スポーツ安全保険の補償内容の充実

- ・運動部活動の地域移行後も、地域でスポーツを行う生徒や保護者が安心できるよう、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険の整備。（既にスポーツ安全保険の補償内容の充実に向けた検討が行われているところ、引き続き、速やかな実施に向けて取組を推進。）



スポーツ安全協会において、スポーツ安全保険について、災害共済給付制度と同程度の補償とすることを決定・関係団体に通知（令和4年7月27日）



# 文化庁活動の地域移行について

---

文化庁参事官（芸術文化担当） 付

## 背景 課題

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。（令和5年度より学校部活動の段階的・地域移行）

- 児童・生徒の文化芸術活動が居住地や家庭の教育力・経済力に左右される現状（表現や鑑賞機会の格差）
- 少子化に伴う部活動の廃部や部員減少，児童・生徒のニーズの多様化（学校内での活動機会の不足や喪失）
- 部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化（学校における働き方改革の必要性）
- 部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足（体制構築や持続可能な環境整備の必要性）



## 事業内容

### 地域部活動推進事業（33百万円）

休日の部活動の地域移行（地域部活動）に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保，移動手段の確保，それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少，ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や，ICTを活用した練習・指導法の確立，それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため，全都道府県各1地域に拠点校を設け，モデル事業を実施。 **70万円×47件（地域）**

※ 令和3年度より実施。モデル事業としては令和4年度で終了予定。

### 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業（80百万円）

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、地域の文化施設や文化芸術団体，芸術系教育機関等が中心となって，新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）を創設するためのモデル事業を全国30件程度実施し，課題や手法を分析・検証する。 ※令和3年度より実施。

- ・大規模 300万円×18件  
会員数 40名以上
- ・小規模 200万円×13件  
会員数 40名未満



### アウトプット（活動目標）

- ・学校と地域文化団体や芸術系教育機関、地域文化施設等との連携 30件程度
- ・人材・場所・用具等の確保、ICTを活用した練習・指導法に関する課題解決を目指す文化部活動を地域へ移行するモデル事業実施 47件

### アウトカム（成果目標）

- ・教員の部活動指導にかかる負担軽減
- ・部活動に代わりうる活動拠点の創出
- ・誰もが芸術文化活動に平等に触れることができる受け皿の創設。
- ・多様な文化芸術活動へのニーズへの対応。

### インパクト（国民・社会への影響）

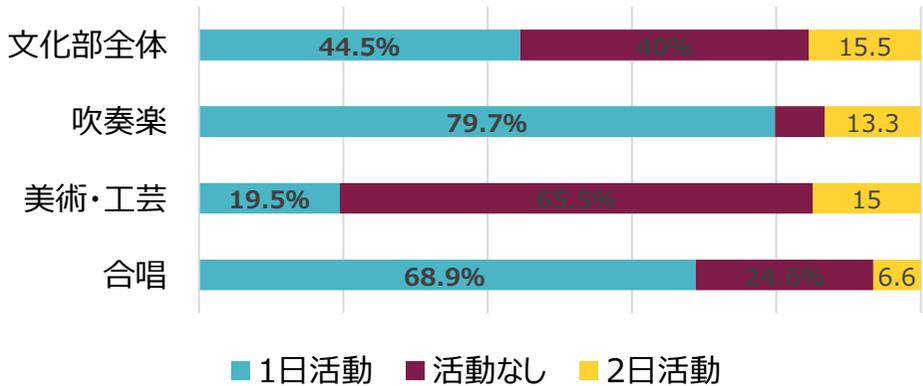
- ・学校の働き方改革への貢献
- ・地域の文化芸術団体等の活性化
- ・子供たちの文化芸術活動への活性化
- ・豊かな人間形成の促進
- ・創造活動水準の向上

# 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業の状況について

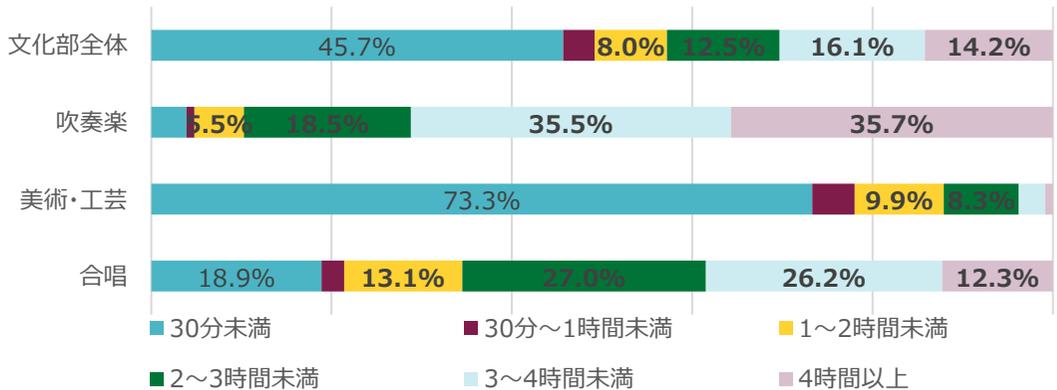
## ○地域部活動推進事業

- ・現在、**32自治体に委託**し、休日の文化部活動の段階的な地域移行に向けて、**人材・活動場所の確保等の課題の解決**を目指す実践研究を実施。
- ・令和3、4年度併せて、**8割以上が吹奏楽部**について取組を実施。

### ● 休日の活動日数



### ● 休日の活動時間



令和元年度「文化部活動等に関する実態調査」：中学生の保護者10,000人へのインターネット調査

## ○地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業

- ・現在、**地域の文化芸術団体等59団体**において、子供たちの文化芸術活動の機会の確保のための受皿を創設するためのモデル事業を実施。
- ・演劇、伝統文化、生活文化、吹奏楽など、多様な分野における受皿づくりを推進。

# 文化部活動の地域移行に係る先行事例

## 兵庫県淡路市立 北淡中学校

活動場所：淡路市立北淡中学校  
活動頻度：週3回（平日2日、休日1日）  
活動分野：吹奏楽  
指導者：教員OB2名、プロの演奏家1名  
参加者：22名程度  
管理責任主体：淡路市教育委員会

- ・ 県及び市において関係者による委員会等を設置し、地域の人材バンクの活用、吹奏楽連盟との連携により、**パート指導を地域の指導者に依頼するなど可能な部分から取組を実施**
- ・ **指導において求められる事項やサービスについての研修動画**を市教委が作成、指導者に動画と対面を組み合わせた研修の実施
- ・ **活動場所が学校**となるため、ボランティア、代行員などを活用し**安全管理を工夫**（県内他市の取組を含む）

## 静岡県掛川市立 全中学校

- ・ 子供たちの**音楽活動の場として特定非営利法人掛川文化クラブが設立し、週2日、吹奏楽、弦楽、合唱**の3部門で活動
- ・ 活動場所としては、中学校の他、**生涯学習センター、公民館、文化会館**などを活用
- ・ 吹奏楽部がない学校の生徒、運動部、他の文化部に所属する生徒の参加とともに、吹奏楽部との**合同練習会も実施**

活動場所：掛川市立城東中学校、掛川市生涯学習センターなど  
活動頻度：週2回（平日1日、休日1日）  
活動分野：吹奏楽、弦楽器、合唱  
指導者：地域の指導者（市民楽団の楽団員）21名、学生ボランティア4名  
参加者：23名程度、合同練習参加の吹奏楽部22名程度  
スポーツ安全保険に加入  
管理責任主体：特定非営利活動法人掛川文化クラブ

## 富山県朝日町立 朝日中学校

- ・ 令和3年4月から、**学校部活動の一部を地域クラブである旭町型部活動コミュニティクラブでの活動に移行**
- ・ スポーツ、文化活動の幅広い提供を目指して委員会を立ち上げ**コミュニティクラブを設立**
- ・ **地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている外部指導員と兼職兼業の顧問で、学校部活動との連携に取り組む**

活動場所：朝日中学校  
活動頻度：週2回（平日1回、休日1回）  
活動分野：吹奏楽  
指導者：地域の指導者2名  
参加者：20名、スポーツ安全保険に加入  
管理責任主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ

## 徳島県徳島市 徳島中学校

- ・ **徳島交響楽団ジュニアオーケストラが学校と連携を図り、コーディネート及び講師の派遣を実施**
- ・ パート練習や合奏の指導、他校との**合同練習への引率**
- ・ **指導者はアマチュア奏者として楽器演奏活動を長年継続しており、徳島交響楽団ジュニアオーケストラも指導するなど、指導経験が豊富**

活動場所：徳島中学校  
活動頻度：月2, 3回程度  
活動分野：オーケストラ  
指導者：徳島交響楽団所属のアマチュア奏者  
参加者：53名、スポーツ安全保険に加入  
管理責任主体：徳島交響楽団ジュニアオーケストラ

# 文化部活動の地域移行に係る先行事例

## 新潟県胎内市立 全中学校

活動場所：胎内市立中条中学校、黒川中学校  
活動形態：合同部活動（地域移行前の段階として実施）  
活動分野：吹奏楽  
指導者：地域の指導者1名、県外の指導者2名  
参加者：51名  
管理責任主体：胎内市教育委員会

- 胎内市内の中学校の合同部活動を、**地域の指導者とICTの活用**により実施
- ICTの活用では、愛知県吹奏楽連盟作成のサポート**動画を活用した練習**や**遠隔地の指導者による双方向の動画のやりとりでのリモート指導**を実施
- 学校、保護者、地域等の関係者による検討会議で方策を検討

## NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部

- 平成30年に創部した**最初の文化系の地域部活動の実施団体**で、当初は音楽、演劇、放送の分野での活動を実施
- 毎年、子供たちの希望により実施する分野を決定するなど、**子供たちの自主性・主体性を最大限に尊重した活動**を展開
- 企業などから協賛を得る工夫**も行っている。

活動場所：掛川市美感ホール  
活動頻度：部活動90回、講師指導8回  
活動分野：表現、制作、運営  
指導者：外部指導者（オンラインを基本）  
参加者：46名、スポーツ安全保険に加入  
管理責任主体：NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部（Pocca）

## 徳島県徳島市立 川内中学校

- 阿波人形浄瑠璃の専門施設「阿波十郎兵衛屋敷」を活動場所として、施設を運営する**NPO法人阿波農村舞台の会がコーディネート及び講師の派遣**を実施
- 夏休みや発表に向けた期間を中心に2時間程度実施
- 人形の基本的操作方法の指導**や**太夫や三味線体験、歴史学習**を実施

活動場所：川内中学校  
活動頻度：夏季休業期間を中心に月1～2回  
活動分野：伝統芸能（阿波人形浄瑠璃）  
指導者：地域の指導者  
参加者：8名、スポーツ安全保険に加入  
管理責任主体：NPO法人阿波農村舞台の会



## 概要

○令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、子どもたちの質の高い文化芸術活動の機会を地域で整備・充実するため、文化部活動の地域への移行の課題について検討を行う有識者会議を令和4年2月に設置。令和4年8月9日に提言を手交。

○委員は、学識経験者、学校関係者、学校文化連盟、文化団体、実践団体など有識者12名で構成。

### ○目指す姿

- ・ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ・ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。  
部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ・ 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など)

### ○検討事項

- ・ 地域における新たな文化芸術に親しむ環境の構築について
- ・ 地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について
- ・ 地域における文化施設の確保方策
- ・ 大会・コンクールの在り方
- ・ 地域の文化活動における会費の在り方
- ・ 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方について

等

## 運動部活動との主な違い

- ・ 総合型スポーツクラブと同様の総合的な受皿は想定されない
- ・ 主に学校体育館や校庭等を活用する運動部と異なり、音楽室・美術室など校舎内の特別教室の活用、学校外では文化施設の活用が想定される

## 文化部活動の地域移行に関する検討会議委員（12名）

- |          |        |                        |
|----------|--------|------------------------|
| ○ 学識経験者  | ◎北山 敦康 | 静岡大学名誉教授               |
|          | ○齊藤 忠彦 | 信州大学教授                 |
|          | 大坪 圭輔  | 武蔵野美術大学教授              |
| ○ 学校関係者  | 富士道正尋  | 全日本中学校長会事務局長           |
|          | 金田 淳   | 日本PTA全国協議会会長           |
|          | 村田かおり  | 兵庫県教育委員会義務教育次長         |
|          | 吉田 学   | 富山県教育委員会生涯学習・文化財室長     |
| ○ 学校文化連盟 | 野口由美子  | 全国中学校文化連盟理事長           |
|          | 熊谷 拓也  | 全国高等学校文化連盟事務局長         |
| ○ 文化団体   | 石津谷治法  | 一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長      |
|          | 菅野 正美  | 一般社団法人全日本合唱連盟副理事長      |
| ○ 実践団体   | 齊藤 勇   | NPO法人日本地域部活動文化部推進本部理事長 |

◎：座長 ○：座長代理

## 第2章 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等

### 1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方

#### (1) 参加者（本文 p9）

（前略）

- こうした現状を踏まえ、地域における文化芸術等に親しむ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対して文化芸術等に親しめる機会を確保するため、文化部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、運動部活動に所属している生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、**障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要がある。**

#### (3) 活動内容（本文 p11～12）

- 地域において、生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保する際、中学校等の生徒には、技量が高い大会志向の生徒もいる一方で、文化芸術等を楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、**障害のある生徒もあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。**
- そのため、青少年期を通じて幅広い文化芸術活動に親しむため、休日や長期休暇中などに開催される体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、**障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動**など、生徒の志向等の状況に適した文化芸術等に親しむ機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげていく必要がある。

（中略）
- また、若者に人気のある漫画やアニメ等のメディア芸術、**障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動**など、中学校等の文化部活動としての設置が少ない文化芸術等に親しめる機会も充実され、生徒にとって、これまで学校の文化部活動では経験できなかった文化芸術活動も経験できるようになることも期待される。

## 第4章 地域における文化設の確保方策

1. 想定される文化施設（本文 p 21）
  - ② 求められる対応
  - 引き続き、中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめ、上記の社会教育施設や文化施設、さらには小学校や高等学校、**特別支援学校**、廃校となった施設**などの利用を促進する必要がある。**

## 第8章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

2. 高校入試について
  - (2) 文化的な活動を評価する推薦入試（本文 p 37）
    - ② 求められる対応
    - 学校の文化部活動は、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や**障害のある生徒など、どの生徒にとっても活動しやすい場であるべきである。**  
(略)

## 第9章 地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方

1. 誰もが参加しやすい文化部活動（本文 p 40～41）
  - ② 求められる対応
  - 以下のような取組を、各教育委員会や学校において実施していく必要がある。
    - ・ 歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や**障害のある生徒が参加しやすいよう、文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすること**や、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること  
(中略)
    - ・ 地域にある学校種を超え、**特別支援学校などとの合同練習**等を実施するなど連携を深めること

# 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度要求・要望額 118億円  
(前年度予算額 18億円)



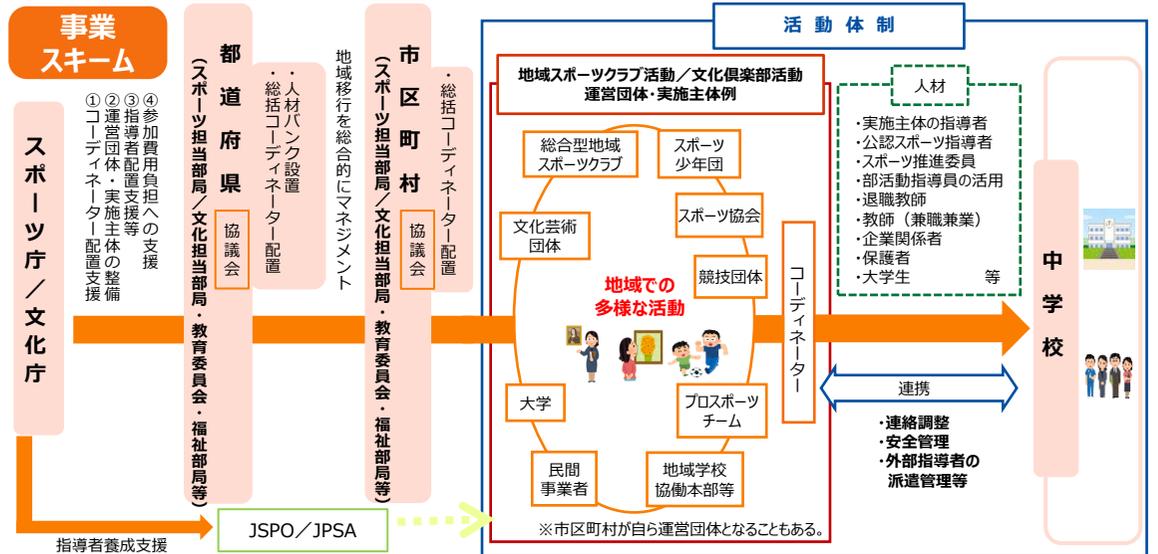
## 方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等や文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

## 事業内容

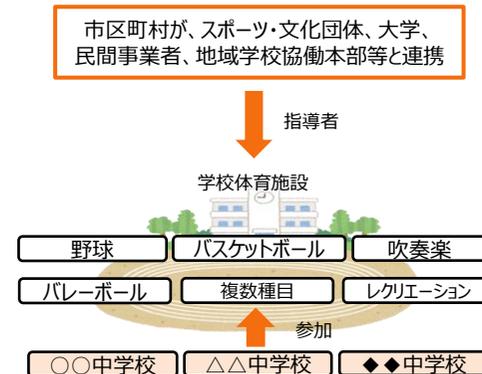
### I. 部活動の地域移行に向けた支援 88.1億円 新規

- ①コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
  - ・地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ②運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - 地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③指導者配置支援等体制整備等**
  - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
  - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。  
(地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本パラスポーツ協会補助【再掲】)
- ④参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む) 1/2)
  - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動に参加できなくなるよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。



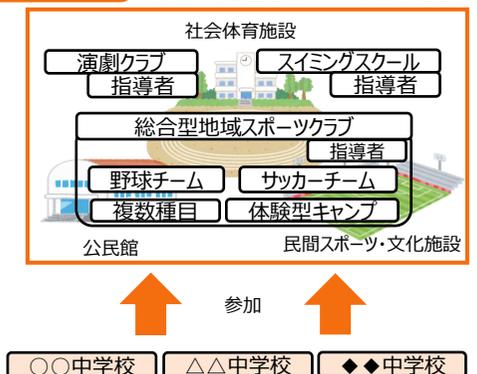
#### 体制例①

<市区町村が運営団体>



#### 体制例②

<民間／総合型地域スポーツクラブが運営団体>



### II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 1.4億円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3.7億円 拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施。

### IV. 地域文化倶楽部支援事業 0.8億円 拡充

休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う。

### V. 中学校における部活動指導員の配置支援 23.5億円 拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【21,000人(運動部：18,000人、文化部：3,000人)】

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。  
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ等、「文化芸術」には、障害者芸術等、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。  
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロバス配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。